

令和6年7月1日時点

【各種加算】

障害者の地域区分（名古屋市）1単位あたり＝10.90

サービス名	内 容	区分	単位数 (単位)	自己負担額 1割(円)	該当 非該当
初回加算	新規または、入院などにより2か月以上利用がなかったご利用者に対して、初回利用した同月内に、サービス提供責任者が訪問した場合に算定できる加算です。	1月につき	200	218	該當時のみ
緊急時対応加算	計画にない緊急のサービスを提供した場合に算定できる加算です。	1回につき	100	109	該當時のみ
早朝・夜間・深夜加算	早朝（6時～8時）	1回につき	ご利用した所定単位数に25%が加算されます。 ご利用した所定単位数に50%が加算されます。		該當時のみ
	夜間（18時～22時）				
	深夜（22時～6時）				
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	職員の賃金の改善に関する計画を立て、職場環境の改善などに取り組んでいる事業所が算定できる加算です。	1月につき	ご利用したサービス総単位数に41.7%が加算されます。		居宅介護のみ 該当
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	職員の賃金の改善に関する計画を立て、職場環境の改善などに取り組んでいる事業所が算定できる加算です。	1月につき	ご利用した介護サービス総単位数に32.8%が加算されます。		重度訪問介護のみ 該当
特定事業所加算（Ⅰ）	安定継続的に必要な体制が整備され、専門性の高い人員配置、重度者対応などの点において、質の高い運営を行ったことを評価する加算です。	1月につき	ご利用したサービス総単位数に20%が加算されます。		居宅介護のみ 該当
痰吸引等支援体制加算	訪問系事業所において、喀痰吸引が必要な利用者に対して喀痰吸引を実施した場合に算定できる加算です。	1人 1日	100		吸引対応者のみ 該当
移動介護加算	外出の支援を行った場合に通常の介護報酬に移動介護分の報酬が上乘せされる加算です。 移動介護の実施時間数に応じて単位数が変わります。	1回につき	1時間未満 100 1時間半未満 125 2時間未満 150 2時間半未満 175 3時間未満 200 3時間以上 250	109 137 164 191 218 273	重度訪問介護 該當時のみ
利用者負担上限額管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定できる加算です。	1月につき	150		該当者のみ

※介護報酬の改正や事業所の体制により変更する場合があります。  
その際には都度連絡させていただきます。